

第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業 その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行 う居住環境の向上のための事業に関する事項

6-1. 街なか居住の推進の必要性

本市の人口は、少子高齢化や転出（社会減）等の理由から、平成16年（2004年）の旧楠町合併以後、一貫して減少しており、平成25年（2013年）から令和5年（2023年）の10年間では13,390人の減少（減少率7.7%）となっている。

同じく中心市街地では平成25年からの10年間で670人の減少（減少率10.7%）となっており、市全体と比べても減少度合いが著しい。

特に年少人口（14歳以下）の割合は、令和5年（2023年）には市全体で11.4%（平成25年12.6%）、中心市街地で9.5%（同12.3%）となっており、減少が続いている。

一方で高齢人口（65歳以上）の割合は増加を続けており、令和5年（2023年）の高齢化率は市全体で33.6%、中心市街地で33.7%となっている。町丁別でも、中心市街地内では高齢化率が57.6%に達する地区もあり、少子高齢化が深刻な状況である。

このような人口減少等の要因から、中心市街地内でも空き家が増加しているほか、商店街を構成する建物をはじめ老朽化した家屋・施設も多く、その対応が求められる。

居住人口の減少はまちなかのにぎわい喪失にも大きく影響し、それがさらなる人口減少へとつながりかねないことから、対策が必要である。とはいえ、全国的な傾向から見ても自然減による人口減少は避けられないと考えられるため、転出（社会減）の抑制や特に子育て・若者世代の移住定住促進を図っていく。

また市民アンケートによれば、「空き家・空き店舗・空地」の解消に関するニーズが高いほか、手頃な負担（住宅価格や家賃）で住める住宅の供給が必要という意見が多い。そのため、うべ・未来共創プラットフォーム事業において中心市街地内での学生寮等の整備に向けた方策の検討を行っていくほか、転入者への助成等の実施、空き家等を活用した居住促進等の取組など、人口減少・流出の阻止に向けた各事業を検討・実施していく必要がある。

6-2. 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

1. 【事業名】うべ・未来共創プラットフォーム事業(再掲)

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	宇部市、うべ・未来共創プラットフォーム		
【事業内容】	関係者が一体となって課題解決に取り組む「うべ・未来共創プラットフォーム」を組織し、テーマの一つに中心市街地の活性化を挙げ、琴芝街区公園の活用・中心市街地での学生寮の整備・地域ペイの導入・モビリティセンターの整備及びバス無料化又はフリーパス化といった課題の共有と解決方法などの提案を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなかのにぎわい創出、経済活力の維持向上、まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者通行量、店舗増加数、人口社会増減数		
【活性化に資する理由】	行政・大学・民間企業などがプラットフォームを組織し課題の解決に向けた方策などを検討していくことで、中心市街地の活性化につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

7.【事業名】空家等跡地活用促進事業補助金(再掲)

【事業実施時期】	令和2年度～令和7年度		
【実施主体】	宇部市		
【事業内容】	居住誘導区域内において、新たな住宅の建設や空き家跡地を地域コミュニティとの協働により有効活用することを支援するため、不良住宅の解体に要する費用の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなかのぎわい創出、まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者通行量、人口社会増減数		
【活性化に資する理由】	不良住宅の解体を促進させることで安心・安全なまちなかを創出し、その跡地の有効活用による来街機会の増加や新たな住居の建設による居住人口の増加につなげる。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】	—		

(4) 国の支援がないその他の事業

18.【事業名】UIJターン奨励助成金事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	宇部市		
【事業内容】	県外からの移住者に対し、転入の際に必要な経費の一部を助成する。なお、中心市街地への移住者には助成額を上乗せすることで、移住を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか居住の推進		
【目標指標】	人口社会増減数		
【活性化に資する理由】	特に中心市街地への移住定住を促進することで、居住人口の増加につなげる。		